

## Tax Analysis

### 中国

デロイトトーマツ税理士法人

2019年4月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。  
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 越境電子商取引による小売輸入に関する新規定の解説

中国政府は昨今、越境電子商取引(以下「越境 EC」)による小売輸入に関する一連の規定を相次いで公布している。

- 2018年11月20日、財政部・国家発展改革委員会・工業情報化部など13の政府機関が公布した「越境 EC 小売輸入商品リストの調整に関する公告」(公告 2018 年第 157 号)
- 2018年11月28日、商務部・発展改革委員会・財政部など6の政府機関が公布した「越境 EC 小売輸入の監督管理業務の整備に関する通知」(商財発[2018]486 号)
- 2018年11月29日、財政部・税関総署・国家税務総局が公布した「越境 EC 小売輸入に関する税收政策の整備に関する通知」(財関税[2018]49 号)
- 2018年12月10日、税関総署が公布した「越境 EC 小売輸出入商品の監督管理に関する事項についての公告」(税関総署公告 2018 年第 194 号)

2019年1月1日より実施された上述の規定は、越境 EC 小売輸入商品リスト及び関連する租税政策の改正、並びに輸入に対する監督管理制度の整備を行うものである。

#### 1. 背景

中国が2016年4月8日に導入した越境 EC 小売輸入を対象とした新しい税制においては、「条件に合致し、かつ取引額が取引上限額以内である越境 EC 小売輸入商品は、一般貿易と同様に関税・輸入増値税・消費税が課される。関税率は暫定的に0%に設定し、輸入増値税と消費税については、税額を70%に減じて徴収する。また、当該政策の適用対象については、商品リストに基づく管理を行う」と規定されていた。

業界の健全な発展を促進するため、中国は2016年5月から、越境 EC 税制の試験対象地域において、上述の越境 EC 小売輸入商品に対し、「暫定的に“個人物品”として監督管理を行う」という経過措置(“貨物”を対象とする一般的な監督管理モデルよりも緩和されている)を実施してきた。なお、当該経過措置は数回の延長の末に、2018年12月31日をもって廃止された。

今回、相次いで公布された越境 EC 小売輸入に関する一連の政策では、取引上限額と商品リストが改正された。また、経過措置終了後の監督管理についても明らかにされた。

#### 2. 新規定の要点

##### (1) 取引上限額

- 現行の規定において、越境 EC 小売輸入税制の適用対象となる取引については、1回当たり2,000 人民元・年間総額1人当たり20,000 人民元を超えてはならないとの「取引上限額」が明記されていた。今回公布された新規定においては、上述の取引上限額が「1回当たり5,000 人民元・年間総額1人当たり26,000 人民元」に引き上げられた
- 課税価格が1回当たりの取引上限額を超えている取引が、1人当たりの年間取引限度額を下回っている場合において、一つの商品のみを注文したときは、越境 EC 小売として輸入ができることが新たに規定された。その場合には、「個人物品」ではなく「貨物」とみなして、関税・輸入増値税・消費税を徴収(70%減額徴収は適用外)し、取引額を年間取引総額に計上する
- また、購入した越境 EC 小売輸入商品は、国内市場で再販売してはならない事が明確に規定された

## (2) 商品リスト

「越境 EC 小売輸入商品リスト」に記載された商品のみが、越境 EC 小売輸入税制の適用対象となる。今回公布された 2018 年版の「越境 EC 小売輸入商品リスト」には計 1,321 品目が掲げられている。現行のリストと比べて 63 品目（主に近年国内で需要の大きいスパークリングワイン、麦芽ビール、フィットネス器具など）が増加した。

## (3) 監督管理政策

- 新規定においては、越境 EC 小売輸入商品（税関監督管理方式コード 1210 の適用対象である「直接購買輸入」と「通販保税輸入」）に対して、引き続き「個人使用目的の輸入物品」に対する監督管理方法が適用されるため、商品の初回輸入に関する認可・登録又は届出は求められていない。ただし、伝染性疾病の発生による輸入の一時停止が規定された特定国家・地域からの商品、及び品質・安全に関する重大なリスクの発生により実施された緊急対応措置の対象商品は、その限りではない。

新規定は、越境 EC 小売輸入税制を試験的に導入する既存の 15 都市の他、越境 EC 総合試験区を新たに立ち上げた 22 都市を加えた北京・上海・杭州・広州・重慶・昆明・西安などを含む 37 都市（地域）における越境 EC 小売輸入業務に適用される。

上述の 37 都市以外の地域における越境 EC 小売輸入業務のうち、「直接購買輸入」の場合には、「個人物品」に対する監督管理を実施する。また「通販保税輸入 A」（税関監督管理コード：1239）の場合には、商品が特殊監督管理区域・場所に入る際、「貨物」に対する監督管理を実施し、商品が特殊監督管理区域・場所から出る際には、「個人物品」に対する監督管理を実施する。

- 新規定では、越境 EC 小売輸入に関する前述の政策の適用対象である商業行為における越境 EC 企業・越境 EC プラットフォーム・国内サービス業者・消費者などの当事者のそれぞれが、負うべき責任に関する事項が明確化された
  - 越境 EC 企業：商品の品質・安全に関する主要な責任、消費者権益を保障する責任、通販保税輸入商品に対する健全な品質保証・トレーサビリティシステムを構築する責任
  - 越境 EC プラットフォームの運営主体：規定に基づき国内で工商局や税関での登録を行い、関連政府機関から監督管理を受け、その事後管理と法執行業務に協力し、賠償責任を履行する責任
  - 国内サービス業者：事実どおりに申告代行を行う責任
  - 消費者：納税義務を履行する責任
- 新規定では、市場監督管理を担当する政府機関に対する越境 EC 小売輸入商品のリコールへの監督管理の強化が求められている。また、税関の信用管理下に置かれている越境 EC 関連企業は、企業信用レベルに基づき異なる通関管理措置が適用される
- 新規定では、関連企業に対する監督管理について新たな要求（例：企業届出等）が提示された。円滑な導入を実現するため、監督管理要求を満たしていない企業に対し、2019 年 3 月 31 日を期限とする経過措置が設けられた
- 新規定では、越境 EC 小売輸出入商品の監督管理事項（越境 EC 企業管理・通関・租税・場所・検疫・検査・物流・返品などに関する管理細則）が規範化された

## 3. デロイトのコメント

貿易における新業態の一つである越境 EC は、近年急成長を遂げていることから、中国政府に重要視されてきた。習近平総書記は、第 1 回中国国際輸入博覧会開幕式の演説で、輸入取引の潜在力を引き出し、越境 EC などの新業態・新モデルの事業形態の発展を加速させるとの全体方針を明確にした。2018 年 8 月 31 日に開かれた第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 5 回会議で可決された「中華人民共和国電子商取引法」（以下「EC 法」）は 2019 年 1 月 1 日から施行された。EC 法では「電子商務経営者が越境 EC に従事するに当たっては、輸出入監督管理に関する法律・行政規定・国家法令を遵守しなければならない」と明確に規定されており、越境 EC 小売輸入税制の導入の根拠となる上位法が制定された。

上述のような背景を鑑みれば、越境 EC 税制試験導入区域と対象商品リストの拡大・適用要件である取引上限額の引上げなどの措置は、越境 EC 小売業に関する産業層の形成、消費者ニーズへの対応、ひいては越境 EC 業態の健全な発展と売上高の増加に有効であると考えられる。

この新規定において、経過措置終了後の越境 EC 小売輸入商品に対する監督管理の全体的な原則が明らかになった。越境 EC による小売輸入は、一般貿易による輸入とは異なり、中国消費者の多様化した需要への対応を主要な目的としている。また、越境 EC 小売輸入商品は、消費者が直接購入する個人使用目的の物品であるため、新規定では「個人使用目的の輸入物品に対する監督管理方法を適用し、商品の初回輸入に関する認可・登録又は届出を求めない」と規定された。この全体的な原則は、業界が最も注目する問題を明確化し、経過措置終了後の監督管理の一貫性を保証するものである。また、越境 EC 企業による長期的な経営計画作成と事業展開に有効である。

新しい輸入監督管理政策において、「政府機関・越境 EC 企業・越境 EC プラットフォーム・国内サービス業者・消費者がそれぞれ自身の負うべき責任を負う」との原則に基づき、各当事者の責任分担が明確に規定された。これは、実行時・事後の監督管理、及び品質リスクマネジメントの強化に有効であると同時に、各当事者による行為の規範化、及び政策の実行可能性の向上に効果的であると考えられる。

#### 4. デロイトのアドバイス

##### (1) 越境 EC 小売輸入税制の導入により期待される税制上の優遇・軽減措置

一般貿易による輸入貨物や行郵税の対象物品と比べて、越境 EC 小売輸入商品は「税率」や「初回輸入に関する認可・登録又は届出に関する要求」などの政策面で優遇されている。下記の表は、一般貿易による輸入貨物・行郵税の対象物品、及び越境 EC 小売輸入商品に関する概要的な比較を示したものである。



国外製品の輸入を検討する企業にとって、越境 EC 小売輸入税制の導入は朗報となる可能性がある。越境 EC 経営モデルにおいて、小売輸入商品は原産地を問わず、優遇税制(ゼロ関税、輸入増値税と消費税は70%に減額徴収)が適用できる。また、経営層は越境 EC 経営モデルを通じて、特定原産地商品に対する追加関税措置の影響の軽減について検討できる。

##### (2) ビジネスモデルの評価

国外の商品を中国に輸入する場合、一般貿易の他に、越境 EC を利用することも想定される。下記 2 パターンの主要な越境 EC のビジネスモデルについては、それぞれ独自のメリットとデメリットがあることから、経営層は各々の状況に合致した、最適なビジネスモデルを選択する必要がある。

###### ■ 通関保稅輸入モデル

貨物は予め輸入され、中国の保稅倉庫に保管される。消費者から発注を受け次第、EC 経営者は保稅倉庫から商品を取り出し、通関手続きを経て消費者に引き渡す。このモデルを選択した場合、大きな在庫を抱えることになるが、迅速な商品引き渡しに優位性がある。越境 EC 総合試験区のある都市(地域)では「通関保稅輸入(税関監督管理方式コード 1210)」モデル、越境 EC 総合試験区は無いが税関特殊監督管理区域・場所のある都市(地域)では「通関保稅輸入 A(税関監督管理方式コード 1239)」モデルを利用できる。

###### ■ 直接購買輸入モデル

消費者から発注を受け次第、国外の販売者は郵便又は宅配サービスを通じて商品を中国に輸出(通関も同時に行う)し、消費者に配送する。このモデルを選択した場合、中国国内に在庫を抱える必要はないが、国際郵便料金が生じるため、物流コストは通関保稅輸入モデルよりも高い。また、国際郵便の効率の観点から、顧客満足度に影響を与える可能性がある。

##### (3) コンプライアンスの重視

近頃公布された「EC 法」及び越境 EC 小売輸入に関する新規定においては、越境 EC の発展への支援の強化と、法律のグレーゾーンにある「代購(海外購入代行)」の規制を行い、違法行為に対してより厳しい監督管理と取締りを実施する政府の施策方針が明確に反映された。例として、外国製品を販売するある国内の EC 経営者は、密輸罪

で懲役 10 年に処されたとの報道が挙げられる。そのような状況を鑑みると、越境 EC 小売輸入に対する監督管理の環境整備が進む中、越境 EC 経営者はコンプライアンスを重視しなければならない。

#### **(4) 考えられる対応**

関連の政策から影響を受ける経営層は、越境 EC 小売輸入税制によってもたらされる利益を十分に享受するため、下記の点について留意する必要がある。

- 越境 EC を利用したビジネスモデルの実行可能性について評価を行うこと
- 越境 EC ビジネスモデルの利用を検討する経営層は、コンプライアンスの観点から現行の契約と取引モデルを確認した上で、採用予定のビジネスモデルに基づいたサプライチェーンの再構築を行うこと
- 関連企業は中国税関による企業信用管理の要求に対応するために内部統制を強化し、税関 AEO(「認定事業者」)認証をもって通関効率を向上させること
- 関連政府機関と緊密なコミュニケーションを取り、関連政策の動向に留意すると共に、自身の状況に応じて専門家に相談すること

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

シニアマネジャー 川島 智之 [tomkawashima@deloitte.com.cn](mailto:tomkawashima@deloitte.com.cn)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001